

令和4年度 第3回都市計画審議会 意見及び対応について

No	意見	対応
1	丸亀市民にとっては2市3町及び宇多津町等は広域の生活圏（職域）であり、P47の特定用途制限等の市町のバラツキについては、早い時期での総合調整が必要と思われる。	特定用途制限等の設定については、県・周辺市町との調整は必須であることから、現在、香川県主導のもと、中讃地域の市町との様々な意見交換等を重ね協議を行っているところです。引き続き土地利用についての議論を重ね、調整を図ってまいります。
2	災害リスクについてはいろいろ記載があるが、喫緊の問題は南海トラフ地震であると思われる。その対処は別計画となるようだが、本マスタープランを含めて市民の災害リスク対処認識とのズレを危惧しています。行政が更に積極的に本プランを含めて市民への啓発啓蒙を進め、対応準備してもらう必要があると思われる。	南海トラフ地震をはじめとするような災害リスクに対しては、「地域防災計画」や「ハザードマップ」、本「防災指針」などに基づき、総合的に対応していく必要があり、関係部局との連携のもと、周知啓発に努めてまいります。
3	「(2) ①土地利用規制の見直し」においては、誘導区域内で発生する恐れのある洪水・内水氾濫等にかかるハザード情報について記載されている。改訂版のマスタープランを読む市民の中には、誘導区域外はどうか？と疑問に感じる場合もあるため、脚注をいれるなどして、市全体の防災に関しては、ハザードマップ等でご確認ください等の文言でカバーすべきではないか。	ご意見のとおり、「防災指針」は誘導区域に関するみの記載となり、その他のエリアについては、ハザードマップや地域防災計画などに記載されています。 したがって、市民が内容を見た際に、困惑する可能性があるため、ご意見のとおり、脚注により区域外の記載はハザードマップや地域防災計画にてご確認くださいよう誘導することといたします。
4	官民間での言葉の定義づけの差異があるかもしれないが、「取組方針」「取組例」のいずれの記載でも、実行の具体性が問われるものとする。実行する具体例ではなく、取組みの例示という意味での記載であれば、「取組例（案）」や「今後検討すべき取組例」「想定される取組例」といった表現にした方が、無難と考える。	ご意見のとおり、「取組例」と記載している内容については、実行の具体性がある施策ではなく、例示しているものであることから誤解を招かないよう「想定される取組例」として記載を修正いたします。